

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7 第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2018年11月 9 日

【四半期会計期間】 第126期第2四半期(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)

【会社名】 株式会社トプコン

【英訳名】 TOPCON CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 平野 聰

【本店の所在の場所】 東京都板橋区蓮沼町75番1号

【電話番号】 03(3558)2536

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役員 財務本部長 秋山 治彦

【最寄りの連絡場所】 東京都板橋区蓮沼町75番1号

【電話番号】 03(3558)2536

【事務連絡者氏名】 財務本部 財務部 部長 森口 忠輔

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第125期 第2四半期 連結累計期間	第126期 第2四半期 連結累計期間	第125期
会計期間	自 2017年4月1日 至 2017年9月30日	自 2018年4月1日 至 2018年9月30日	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日
売上高 (百万円)	68,046	70,271	145,558
経常利益 (百万円)	4,088	4,742	10,674
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	1,867	2,146	6,028
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	5,200	5,154	7,235
純資産額 (百万円)	67,492	72,297	68,336
総資産額 (百万円)	161,192	163,203	160,747
1株当たり四半期(当期) 純利益 (円)	17.61	20.25	56.87
潜在株式調整後 1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	17.61	20.25	56.86
自己資本比率 (%)	39.7	42.3	40.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	11,646	8,269	14,541
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△5,843	△3,854	△9,053
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△3,751	△3,148	△7,258
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	16,921	14,397	12,698

回次	第125期 第2四半期 連結会計期間	第126期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 2017年7月1日 至 2017年9月30日	自 2018年7月1日 至 2018年9月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	14.46	15.60

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含んでおりません。
- 3 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第2四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについては、重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第2四半期における経済環境は、日本及び米国では企業活動・個人消費等の伸びにより堅調に推移した一方、欧州は緩やかな成長に留まりました。また、米中貿易摩擦の影響が見え始めるなど、世界経済は先行き不透明な状況になっています。

このような経済環境にあって当社グループは、『「医・食・住」に関する社会的課題を解決し、豊かな社会づくりに貢献します。』を経営理念に掲げ、持続的な企業価値向上の実現に取り組んでまいりました。

こうした中で、当第2四半期の当社グループの【連結】業績は、次のようになりました。

売上高は、主に米国、欧州及び日本での増加により70,271百万円（前年同期と比べ3.3%の増加）となりました。

利益面では、この売上高の増加や原価低減の効果等により、営業利益は5,268百万円の利益（前年同期と比べ15.3%の増加）となり、経常利益は4,742百万円の利益（前年同期と比べ16.0%の増加）となりました。この結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は2,146百万円の利益（前年同期と比べ15.0%の増加）となりました。

(事業セグメント毎の経営成績)

スマートインフラ事業では、主力のトータルステーションを中心に販売が伸長したことにより、売上高は18,207百万円（前年同期と比べ6.8%の増加）となり、営業利益は、この売上高の増加や原価低減の効果等により2,856百万円の利益（前年同期と比べ75.2%の増加）となりました。

ポジショニング・カンパニーでは、主にIT農業製品が伸長したことにより、売上高は37,018百万円（前年同期と比べ3.2%の増加）となりましたが、技術開発の先行投資等により、営業利益は3,740百万円の利益（前年同期と比べ3.3%の減少）となりました。

アイケア事業では、主に日本及びアジア・オセアニアで伸長したことにより、売上高は21,828百万円（前年同期と比べ2.0%の増加）となり、営業利益は636百万円の利益（前年同期と比べ20.9%の増加）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期末の財政状態は、総資産が163,203百万円、純資産が72,297百万円、自己資本比率が42.3%となりました。総資産は、売上債権等が減少したものの、たな卸資産や固定資産等が増加したことにより、前期末（2018年3月期末）に比べ、2,455百万円増加いたしました。また、純資産は、為替換算調整勘定等が増加したことにより、3,960百万円増加いたしました。これらの結果、自己資本比率は、前期末（2018年3月期末）に比べ、1.8%増加いたしました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間（6ヶ月）における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、固定資産の取得や借入金の返済等による「資金」の減少があったものの、営業活動によるキャッシュ・フロー等の「資金」の増加により、前年度末に比べ、1,698百万円増加し、14,397百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における営業活動による「資金」の増加は、8,269百万円（前年同期は11,646百万円の増加）となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益に非資金項目となる減価償却費等を調整した収入や売上債権の減少等による「資金」の増加によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における投資活動による「資金」の減少は、3,854百万円（前年同期は5,843百万円の減少）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出2,074百万円や連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出1,473百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における財務活動による「資金」の減少は、3,148百万円（前年同期は3,751百万円の減少）となりました。これは主に、長期借入金の返済4,231百万円や配当金の支払額1,060百万円等による「資金」の減少によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は7,056百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,000,000
計	160,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2018年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2018年11月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	108,105,842	108,105,842	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	108,105,842	108,105,842	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第2回新株予約権 (2018年6月27日取締役会決議)

決議年月日	2018年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 (社外取締役を除く) 6名
新株予約権の数(個)	250
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	(注) 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 6
当社が新株予約権を取得する事由及び取得の条件	(注) 7
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 8

※ 新株予約権の発行時 (2018年7月12日) における内容を記載しております。

第3回新株予約権 (2018年6月27日取締役会決議)

決議年月日	2018年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 1名
新株予約権の数(個)	1,000
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	(注) 3

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 6
当社が新株予約権を取得する事由及び取得の条件	(注) 7
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 8

※ 新株予約権の発行時（2018年7月12日）における内容を記載しております。

(注) 1 新株予約権の目的である株式は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は新株予約権1個あたり100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式に関する株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端株についてはこれを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

上記のほか、付与株式数の調整をする必要がある場合には、当社取締役会が必要と認める調整を行う。

(注) 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下の通りである。

(1) 第2回新株予約権

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたり1円とし、これに割当株式数を乗じた金額とする。

(2) 第3回新株予約権

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたり、2018年3月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）である2,202円とし、これに割当株式数を乗じた金額とする。

(注) 3 新株予約権の行使期間は以下の通りである。

(1) 第2回新株予約権

新株予約権割当日の1年後の応当日を権利行使期間の始期とし、権利行使期間の始期から10年後の応当日を権利行使期間の終期とする。

(2) 第3回新株予約権

2021年7月1日から2026年6月30日まで

(注) 4 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金については次のとおりとする。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記①記載の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(注) 5 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

(注) 6 新株予約権の行使にあたっては、下記(1)ないし(2)の区分に応じて、それぞれその全ての条件が成就されていることを要する。

(1) 第2回新株予約権

- ①新株予約権者が割当日から1年以上、割当日に就任していた役職と同等以上の役職に継続して就任していること（但し、割当日から1年以内に行われる定時株主総会の終了時において任期が満了する者については、当該任期満了時まで継続して就任していたこと。）。
- ②新株予約権者において当社就業規則に定める各懲戒事由相当の事実が発生していないこと並びに当社の定める内部規律及び当社と締結している契約に違反していないと当社が認めること。
- ③前記3(1)に定める権利行使期間内に新株予約権者が死亡した場合においては、その配偶者（配偶者が存しない場合においては法定相続人のうち最年長の者）又は当社が別途認めた者が、新株予約権者の死亡した日から3か月以内に、当社の定める方式にて行使すること。

(2) 第3回新株予約権

- ①新株予約権者は、2021年3月期における新株予約権者が担当する当社の事業（以下「担当事業」という）の連結売上高を指標とし、当社取締役会で決定した段階的な目標値を超過した場合に、それぞれ定められた割合の個数の新株予約権行使することができるものとする。
- ②新株予約権者が自己の責に帰すべき事由以外の事由により解任された場合または当社が担当事業の全部を第三者に譲渡した場合であって、かかる解任日または譲渡日が一定の期間中の場合、新株予約権者は、当該解任日または譲渡日の属する事業年度の前事業年度における担当事業の連結売上高を指標とし、当社取締役会で決定した段階的な目標値を超過した場合に、それぞれ定められた割合の個数の新株予約権行使することができるものとする。
- ③新株予約権者が、自己の責に帰すべき事由により解任された場合その他新株予約権割当契約書に定める場合、新株予約権者は新株予約権行使することはできない。
- ④前記3(2)に定める権利行使期間内に新株予約権者が死亡した場合においては、その配偶者（配偶者が存しない場合においては法定相続人のうち最年長の者）又は当社が別途認めた者が、新株予約権者の死亡した日から3か月以内に、当社の定める方式にて行使する場合に限り、新株予約権の行使を認めるものとする。
- ⑤その他の新株予約権の行使に関する条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権を引き受けようとする者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(注) 7 当社が新株予約権を取得する事由及び取得の条件

(1) 第2回新株予約権

当社取締役会が定める場合のほか、当社は、新株予約権を、下記①の場合については①の決算が取締役会において承認された日以降において、下記②から④の場合は当該事実が発生した時点以降において、取締役会で別途定める日に、無償で取得することができるものとする。

- ①割当日の属する事業年度の当社の連結損益計算書において当期純損失となった場合。
- ②当社の組織再編等において当社取締役会が必要と認めた場合。
- ③新株予約権者において当社就業規則に定める各懲戒事由相当の事実が発生した、当社の定める内部規律又は当社と締結している契約に違反した等と当社が認めた場合。
- ④新株予約権者が当社から解任された場合。

(2) 第3回新株予約権

- ①当社は、新株予約権者が前記6(2)に定める権利行使条件を充たさず新株予約権の全部または一部を行使し得なくなった場合、取締役会で別途定める日に、かかる新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ②当社は、当社の組織再編等において当社取締役会が必要と認めた場合、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(注) 8 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記1に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に前記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり下記の金額とする。

(1) 第2回新株予約権

1円

(2) 第3回新株予約権

2,202円

⑤新株予約権を行使することができる期間

前記3に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記3に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記4に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

⑧新株予約権の取得条項

前記7に準じて決定する。

⑨その他の新株予約権の行使の条件

前記6に準じて決定する。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年7月1日～ 2018年9月30日	20,000	108,105,842	19	16,658	19	19,147

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

2018年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に 対する所有株式 数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	9,667	9.11
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	米国、ボストン (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	6,441	6.07
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	6,257	5.90
第一生命保険株式会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町1丁目13-1 (東京都中央区晴海1丁目8-12晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	4,350	4.10
JPMC OPPENHEIMER JASDEC LENDING ACCOUNT (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	米国、コロラド (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	3,298	3.11
THE BANK OF NEW YORK 133524 (常任代理人 みずほ銀行決済営業部)	ベルギー、ブルッセル (東京都港区港南2丁目15-1品川インターナシティA棟)	3,154	2.97
SAJAP (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	サウジアラビア、リヤド (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	2,389	2.25
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟	2,170	2.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-11	2,027	1.91
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク エヌエイ東京支店)	ノルウェー、オスロ (東京都新宿6丁目27番30号)	1,846	1.74
計	—	41,603	39.23

(注) 1. 大株主は、2018年9月30日現在の株主名簿に基づくものであります。

2. 上記のほか当社所有の自己株式2,074千株があります。

3. ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー及びその共同保有者から2018年4月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）により、2018年4月13日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況に含めておりません。

なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー (Baillie Gifford & Co)	カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	3,433	3.18
ベイリー・ギフォード・オーバー シーズ・リミテッド (Baillie Gifford Overseas Limited)	カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	5,860	5.42
計	—	9,294	8.60

4. キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー及びその共同保有者から2018年8月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）により、2018年7月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況に含めておりません。

なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー (Capital Research and Management Company)	米国カリフォルニア州、ロスアンジェルス、サウスホープ・ストリート333	7,592	7.02
キャピタル・インターナショナル・リミテッド (Capital International Limited)	英国SW1X 7GG、ロンドン、グロスヴェノー・プレイス40	154	0.14
キャピタル・インターナショナル株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル14階	1,148	1.06
計	—	8,895	8.23

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2018年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,074,100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 105,997,800	1,059,978	—
単元未満株式	普通株式 33,942	—	1 単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	108,105,842	—	—
総株主の議決権	—	1,059,978	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が9,000株含まれております。また、「議決権の数」の欄には同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数90個が含まれております。

2. 「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社所有の自己株式59株が含まれております。

② 【自己株式等】

2018年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社トプコン	東京都板橋区蓮沼町 75番1号	2,074,100	—	2,074,100	1.92
計	—	2,074,100	—	2,074,100	1.92

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2018年7月1日から2018年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2018年4月1日から2018年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2018年9月30日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	14,316	15,496
受取手形及び売掛金	※3 44,647	※3 40,739
商品及び製品	19,019	20,871
仕掛品	1,863	1,714
原材料及び貯蔵品	10,545	11,241
その他	6,788	6,534
貸倒引当金	△1,967	△2,148
流动資産合計	<u>95,214</u>	<u>94,449</u>
固定資産		
有形固定資産	15,900	17,343
無形固定資産		
のれん	14,771	15,599
その他	20,692	21,210
無形固定資産合計	<u>35,464</u>	<u>36,810</u>
投資その他の資産	※1 14,168	※1 14,599
固定資産合計	<u>65,533</u>	<u>68,753</u>
資産合計	160,747	163,203
負債の部		
流动負債		
支払手形及び買掛金	※3 12,384	※3 11,241
短期借入金	17,776	16,821
リース債務	670	642
未払法人税等	1,519	1,632
製品保証引当金	1,075	1,079
その他	14,417	14,909
流动負債合計	<u>47,843</u>	<u>46,327</u>
固定負債		
社債	20,000	20,000
長期借入金	10,449	10,551
リース債務	4,390	4,156
役員退職慰労引当金	48	51
退職給付に係る負債	5,883	5,488
その他	3,795	4,329
固定負債合計	<u>44,567</u>	<u>44,578</u>
負債合計	92,411	90,906

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2018年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
　　資本金	16,638	16,658
　　資本剰余金	20,799	20,819
　　利益剰余金	33,464	34,463
　　自己株式	△2,090	△2,090
　　株主資本合計	68,811	69,849
その他包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,757	1,946
繰延ヘッジ損益	△7	△16
為替換算調整勘定	△4,158	△1,836
退職給付に係る調整累計額	△1,228	△878
その他包括利益累計額合計	△3,637	△784
新株予約権	29	15
非支配株主持分	3,133	3,215
純資産合計	68,336	72,297
負債純資産合計	160,747	163,203

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
売上高	68,046	70,271
売上原価	33,501	33,237
売上総利益	34,545	37,034
販売費及び一般管理費	※1 29,975	※1 31,765
営業利益	4,570	5,268
営業外収益		
受取利息	52	119
受取配当金	15	21
為替差益	195	—
その他	75	195
営業外収益合計	339	336
営業外費用		
支払利息	448	557
持分法による投資損失	92	44
為替差損	—	25
その他	279	235
営業外費用合計	820	862
経常利益	4,088	4,742
特別利益		
債務消滅益	—	※2 148
特別利益合計	—	148
特別損失		
投資有価証券評価損	263	—
固定資産除却損	—	※3 497
特別退職金	—	150
関係会社退職給付制度終了損	—	※4 231
特別損失合計	263	879
税金等調整前四半期純利益	3,825	4,012
法人税、住民税及び事業税	2,264	1,761
法人税等調整額	△165	3
法人税等合計	2,098	1,764
四半期純利益	1,727	2,247
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失（△）	△139	100
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,867	2,146

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
四半期純利益	1,727	2,247
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	655	189
繰延ヘッジ損益	△24	△9
為替換算調整勘定	2,189	2,375
退職給付に係る調整額	643	350
持分法適用会社に対する持分相当額	8	1
その他の包括利益合計	3,473	2,907
四半期包括利益	5,200	5,154
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	5,182	4,999
非支配株主に係る四半期包括利益	18	154

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	3,825	4,012
減価償却費	2,829	2,763
のれん償却額	1,274	1,110
貸倒引当金の増減額（△は減少）	148	67
受取利息及び受取配当金	△68	△140
支払利息	448	557
債務消滅益	—	△148
投資有価証券評価損益（△は益）	263	—
固定資産除却損	—	497
特別退職金	—	150
関係会社退職給付制度終了損	—	231
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	110	△152
売上債権の増減額（△は増加）	4,103	5,288
たな卸資産の増減額（△は増加）	△225	△1,618
未収入金の増減額（△は増加）	153	526
仕入債務の増減額（△は減少）	13	△1,451
未払金の増減額（△は減少）	△235	39
未払費用の増減額（△は減少）	533	535
その他	1,174	△1,965
小計	14,350	10,302
利息及び配当金の受取額	62	147
利息の支払額	△433	△557
特別退職金の支払額	—	△150
法人税等の支払額	△2,332	△1,473
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,646	8,269
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△843	△710
定期預金の払戻による収入	488	1,288
有形固定資産の取得による支出	△2,651	△2,074
有形固定資産の売却による収入	73	32
無形固定資産の取得による支出	△1,184	△955
投資有価証券の取得による支出	△373	△100
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△1,039	△1,473
事業譲受による支出	△108	—
事業譲渡による収入	—	253
長期貸付けによる支出	—	△122
その他	△203	8
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,843	△3,854

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△772	2,463
長期借入れによる収入	499	—
長期借入金の返済による支出	△2,130	△4,231
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△274	△320
配当金の支払額	△848	△1,060
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得 による支出	△169	—
その他	△55	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,751	△3,148
現金及び現金同等物に係る換算差額	166	431
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	2,217	1,698
現金及び現金同等物の期首残高	14,703	12,698
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 16,921	※1 14,397

【注記事項】

(追加情報)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1. 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2018年9月30日)
投資その他の資産	△43百万円	△36百万円

2. 債権流動化による売掛債権譲渡残高

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2018年9月30日)
受取手形及び売掛金譲渡残高	2,517百万円	2,284百万円

※3. 第2四半期連結会計期間末日満期手形

当第2四半期連結会計期間末日は、金融機関の休日でしたが、当社は、満期日に決済があったものとして処理しております。当第2四半期連結会計期間末残高から除かれている第2四半期連結会計期間末日の満期手形は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2018年9月30日)
受取手形	563百万円	581百万円
支払手形	662	681

(四半期連結損益計算書関係)

※1. 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
従業員給料手当	10,267百万円	12,012百万円
退職給付費用	452	433

※2. 債務消滅益

当第2四半期連結累計期間の債務消滅益は、一部の国内連結子会社において、過年度に計上した未払債務の履行義務が消滅したことによるものであります。

※3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
その他無形固定資産	— 百万円	497 百万円

※4. 関係会社退職給付制度終了損

当第2四半期連結累計期間の関係会社退職給付制度終了損は、一部の国内連結子会社において退職給付制度の終了を決議したことに伴い、制度終了時の損失の額を合理的に見積もって計上したものであります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
現金及び預金勘定	18,148百万円	15,496百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△1,227	△1,099
現金及び現金同等物	16,921	14,397

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2017年6月6日 取締役会	普通株式	848	8	2017年3月31日	2017年6月16日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2017年10月27日 取締役会	普通株式	1,060	10	2017年9月30日	2017年12月1日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

II 当第2四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年5月22日 取締役会	普通株式	1,060	10	2018年3月31日	2018年6月6日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年10月31日 取締役会	普通株式	1,272	12	2018年9月30日	2018年12月4日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	スマートインフラ 事業	ポジショニング・ カンパニー	アイケア事業	その他	計		
売上高							
外部顧客への売上高	12,552	33,209	21,257	1,027	68,046	—	68,046
セグメント間の内部 売上高又は振替高	4,490	2,674	140	2	7,307	△7,307	—
計	17,042	35,884	21,397	1,030	75,354	△7,307	68,046
セグメント利益又は セグメント損失(△)	1,630	3,869	526	△22	6,003	△1,433	4,570

(注) 1. 「その他」の区分は、精密計測事業及び光デバイス事業であります。

2. セグメント利益の調整額△1,433百万円は、主に各報告セグメントに配分していないのれんの償却額であります。

3. セグメント利益又はセグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業利益の額と一致しております。

II 当第2四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	スマートインフラ 事業	ポジショニング・ カンパニー	アイケア事業	その他	計		
売上高							
外部顧客への売上高	12,899	34,736	21,701	933	70,271	—	70,271
セグメント間の内部 売上高又は振替高	5,308	2,281	126	0	7,716	△7,716	—
計	18,207	37,018	21,828	934	77,988	△7,716	70,271
セグメント利益又は セグメント損失(△)	2,856	3,740	636	△17	7,216	△1,947	5,268

(注) 1. 「その他」の区分は、精密計測事業及び光デバイス事業であります。

2. セグメント利益の調整額△1,947百万円は、主に各報告セグメントに配分していないのれんの償却額であります。

3. セグメント利益又はセグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業利益の額と一致しております。

(金融商品関係)

当第2四半期連結会計期間末(2018年9月30日)

四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末に比して著しい変動がないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末(2018年9月30日)

四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末に比して著しい変動がないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間末(2018年9月30日)

取引の契約額その他の金額に前連結会計年度の末に比して著しい変動がないため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益	17円61銭	20円25銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	1,867	2,146
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	1,867	2,146
普通株式の期中平均株式数(株)	106,012,358	106,017,475
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益	17円61銭	20円25銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	2,976	3,611
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

2018年10月31日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額…………… 1,272百万円

(ロ) 1 株当たりの金額…………… 12円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日…………… 2018年12月4日

(注) 2018年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、支払いを行います。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2018年11月9日

株式会社トプコン
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古 杉 裕 亮 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 腰 原 茂 弘 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市 川 亮 悟 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トプコンの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(2018年7月1日から2018年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2018年4月1日から2018年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トプコン及び連結子会社の2018年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。